

## 令和5年清瀬市議会第3回定例会

### 報告

番 号	件 名	概 要	議 決 日 結 果
報 告 第 4 号	令和4年度財政健全化判断比率等の報告について	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項に基づき、令和4年度の清瀬市における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を取りまとめた「健全化判断比率」並びに下水道事業会計に係る「資金不足比率」を議会に報告するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 財政課</p>	9月28日 了 承
報 告 第 5 号	清瀬都市開発株式会社の経営状況について	<p>市が出資している清瀬都市開発株式会社の令和4年度の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に報告するものです。</p> <p style="text-align: center;">主な内容</p> <p style="text-align: center;">主な内容</p> <p>1 資産合計並びに負債及び純資産合計 3,642,041,497 円</p> <p>2 当期純利益 33,798,021 円</p> <p style="text-align: right;">所管課 財政課</p>	9月28日 了 承
報 告 第 6 号	委任専決事項の報告について	<p>去る7月19日、市内野塩三丁目50番地の市営野塩柳原住宅内の緑地帯を市職員が刈払機により除草作業を行った。</p> <p>その際、飛び石を想定してガードシートで防壁していたものの、刈払機の刃が回転したときに緑地帯にあった小石を跳ね上げ、相手方所有の軽自動車リアウインド及び車体の塗装にも損傷を与えてしまった。</p> <p>この損傷に対する損害を賠償して和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償額等を専決処分したので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものです。</p> <p style="text-align: center;">主な内容</p> <p>1 専決処分番号 令和5年第6号</p>	9月28日 了 承

		<p>2 専決処分日 令和5年8月8日</p> <p>3 専決処分した損害賠償額 247,099 円</p> <p style="text-align: right;">所管課 総務課、建築管財課</p>	
報 告 第 7 号	令和4年度清瀬市土地開発公社事業 報告及び決算	<p>市が出資している清瀬市土地開発公社の経営状況を説明 するため、地方自治法第 243 条の3第2項の規定により令 和4年度の事業報告及び決算を議会に報告するものです。</p> <p>主な事業内容</p> <p>1 取得用地</p> <p>(1) 面 積 3,801.11 m<sup>2</sup></p> <p>(2) 取得価格 625,927,789 円</p> <p>2 処分用地</p> <p>(1) 面 積 1,682.44 m<sup>2</sup></p> <p>(2) 処分価格 356,184,625 円</p> <p style="text-align: right;">所管課 都市計画課</p>	9月28日 了 承